

景観形成状況説明書

エリア	自然公園・風致地区等エリア	行為	建築物
-----	---------------	----	-----

■実施基準

種別	該当	景観形成基準の内容		色彩
色彩	外壁 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下	
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下 (無彩色含む)	
	屋根色	10R～5Yの色相	明度6以下、彩度3以下	
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下 (無彩色含む)	

■配慮基準

種別	該当	景観形成基準の内容	配慮した内容
形態意匠	配置 及び 形状	地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。	
		既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。	
		まちなみが形成されている地域における場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。	
		眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。	
		建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。	
	素材 意匠 色彩	地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。	
		地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。	
	外構 設備	地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。	
		柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。	
		植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	
		屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。	